

2021年6月2日

株 主 各 位

東京都港区芝公園二丁目11番1号  
株式会社エス・エム・エス  
代表取締役社長 後 藤 夏 樹

## 第18期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第18期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご来場を見合わせて、書面により議決権を行使していただくよう強くお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月17日（木曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時（開場：午前9時半）
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

**報 告 事 項** 第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参のうえ会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合、又は株主総会の運営・会場に大きな変更が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.bm-sms.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。

(添付書類)

## 事業報告

(2020年4月1日から 2021年3月31日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### ① 概況

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
売上高	35,140	35,960	820	2.3%
営業利益	4,935	5,470	534	10.8%
経常利益	6,355	6,653	297	4.7%
親会社株主に帰属 する当期純利益	4,760	4,800	40	0.9%

当社グループは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。医療・介護・ヘルスケア・シニアライフを高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義しています。高齢社会を取り巻く人々を情報を介してサポートする情報インフラの構築を通じ、高齢社会で生じる様々な課題を解決し、生活の質の向上に貢献していきます。

#### 未曾有の少子高齢化・人口減少時代が到来

日本では、急速な少子高齢化と人口減少が同時に進行する、かつて誰も経験したことの無い時代が到来しています。65歳以上の高齢者人口は2020年時点で3,617万人に達し（注1）、既に25%を超える高齢化率は、高齢者人口が3,900万人を超えピークに近づく2040年には35%を上回る見通しです。一方、経済活動の中核を担う15～64歳の生産年齢人口は減少に歯止めがかからず、その人口構成比は2000年の68%から、2040年には50%近くにまで低下すると予測されています（注2）。

#### 高齢社会が直面する「3つの課題」

このような人口動態の変化を背景として、経済動向や国家政策、人々の価値観といった社会のありようは大きく変容し、これまでにない新たな課題も生じています。当社グループは、高齢社会において解決すべき重要な社会課題を下記の3つと捉えています。

### 課題1：質の高い医療・介護サービスの提供が困難に

高齢化に伴い医療や介護の需要が増大する一方で、生産年齢人口の減少により、これらのサービスを支える従事者の不足が深刻な課題となっています。国の推計によると、医療・介護従事者の需給ギャップは2025年に看護師で6～27万人、介護職で32～43万人にまで拡大する見込みであり（注3）、高齢者や患者のケアを担う従事者の不足により、質の高い医療・介護サービスの提供が難しくなると予想されます。

### 課題2：現役世代の負担がより深刻に

高齢者人口の増加を受け、年金・医療・介護を支える社会保障費は、2040年には現在の約1.6倍の170兆円規模に増大すると見込まれています（注4）。一方、生産年齢人口の減少により、医療・介護のみならず、日本のあらゆる産業で労働力が不足していきます。そして、1人の高齢者を支える現役世代の人数は2018年の2.1人から2040年には1.5人にまで減少し、現役世代にかかる負担はますます重くなる見通しです（注5）。

### 課題3：高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難に

高齢化の進行により、社会で必要とされるサービスも変化しています。高齢社会では、介護や終活といった新たなニーズが生まれ、その需要は拡大していきます。しかし、こうした高齢社会の生活にまつわる情報は質・量ともに不足しており、また整理された形で提供されていないという問題があります。さらに、今後多くの産業で労働力が不足することで、高齢社会で求められるサービスの供給自体が不十分となることも懸念されます。このため、高齢者やその家族にとって、生活におけるさまざまな困りごとの解決が難しくなることが想定されます。

### 高齢社会の課題と解決の方向性

当社グループは、高齢社会が直面する3つの課題を情報インフラの構築を通じて解決していくため、それぞれの社会課題に対して具体的な解決の方向性を定めています。

まず、質の高い医療・介護サービスの提供が困難になるという課題（課題1）に対しては、圧倒的な人材の需給ギャップを解消するとともに、これらのサービス提供を担う事業者の業務効率向上や経営課題を解決することが重要であることから、「医療・介護の人手不足と偏在の解消」と「医療・介護事業者の経営改善」が解決の方向性になると考えています。

また、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により現役世代の負担がより深刻になるという課題（課題2）に対しては、より多くの人が生産性高く、健康に長く働けるようにすることが、「健康な労働力人口の増加」を通じて、課題の解決につながると考えています。

そして、高齢社会の生活にまつわる困りごとを解決するのが困難になるという課題（課題3）に対しては、高齢社会に関わる様々な情報を分かりやすく整理し、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報を提供すること」が、解決につながると考えています。

### 各事業分野での取り組み

当社グループでは、上記の課題と解決の方向性を踏まえ、各事業分野で社会課題解決に向けた取り組みを行い、グループミッションの実現と、持続的な成長を通じた長期的な企業価値の向上を目指しています。

## ・キャリア分野

キャリア分野においては、「質の高い医療・介護サービスの提供が困難になる」という社会課題（課題1）に対し、医療・介護従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、「医療・介護の人手不足と偏在の解消」に貢献することで解決を目指しています。

医療領域においては、今後、従事者の需要の拡大と同時に、必要とされる医療機能が急性期から慢性期、在宅といった分野にシフトしていくと予想されます。求められる医療が変化する中、医療従事者の需給ギャップはますます拡大しており、また、医療機能間や地域間の偏在も大きな課題となっています。医療キャリアでは、医療従事者に対し、従事者の職業人生の全期間を通じて、就職・転職・復職の支援、スキル・キャリアアップ情報の提供など、「キャリアを一歩前に進める」ための支援をしています。事業者に対しては、人材の採用や労働環境の改善などの人材関連課題の解決を支援するとともに、そこでの働き方やキャリアの魅力を従事者に的確に伝えていくことで、社会から求められるより良い事業者への就業を支援することが可能になります。従事者が理想のキャリアを歩むことを支援しながら、必要とされる医療機能・地域の事業者への最適なマッチングを促すことで、医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

介護領域においては、高齢者の増加に伴い、日常生活において介助を必要とする要介護者の増大が見込まれており、長期間にわたって圧倒的な従事者不足が続くことが確実です。国の推計によると、介護職の不足数は2025年の32～43万人から、2035年には69～79万人にまで拡大する見通しとなっています（注3）。介護キャリアでは、介護従事者の圧倒的な不足を解消するため、介護業界への新規就業者を増やすと同時に、定着を促し業界外への離脱を減らしていく取組みを行っています。資格取得スクールを通じて未経験者の資格取得を支援し、未経験者でも働きやすく育成環境の整った事業者への就業をサポートすることで、業界外からの新規就業を促進しています。就業後は、従事者の不安や職場での悩みを解消する定着支援サービスを通じ、早期離職の防止につなげています。また、従事者がスキルや経験を活かしてやりがいを持って働ける最適な介護事業者とのマッチングを行うとともに、事業者の採用や労働環境の改善などの人材関連課題の解決を支援し、より良い職場環境の実現につなげることで、従事者の定着と業界からの離脱防止にも貢献していきます。

今後も、医療・介護の人手不足と偏在の解消に向け、従事者・事業者への提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

## ・介護事業者分野

介護事業者分野においては、「質の高い医療・介護サービスの提供が困難になる」という社会課題（課題1）に対し、サブスクリプション型の経営支援プラットフォーム「カイボケ」の提供を通じ、「介護事業者の経営改善」に貢献することで解決を目指しています。全国には25万もの介護事業所が存在し（注6）、その8割を従業員50人未満の法人が占めており（注7）、小規模ゆえの経営課題を抱えている事業者も数多く存在しています。書類作成などの間接業務に多くの時間を割かれる上に、人材採用難による人手不足、購買力の弱さ、資金繰り難といった業務上や経営上の問題があり、本来注力すべき高齢者のケアに十分に集中できないことが事業者共通の悩みの種となっています。「カイボケ」では、介護事業所の運営に不可欠な保険請求の機能に加えて、業務・採用・購買・金融・営業・M&A等を支援する40以上のサービスをワンストップで提供することにより、介護事業者の経営を総合的に支援し、事業者の経営改善とサービス品質向上に

貢献していきます。

今後も、カイボケを提供する介護サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、長期にわたり持続的な成長を実現していきます。

### ・事業開発分野

事業開発分野（ヘルスケア事業領域）においては、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」という社会課題（課題2）に対し、企業の健康経営を支援するプラットフォームの提供を通じ、「健康な労働力人口の増加」に貢献することで解決を目指しています。生産年齢人口の減少により、日本では今後、あらゆる産業で労働力が不足すると予想される中、現役世代の中には、糖尿病などの重篤な病や認知症に進行することも多い生活習慣病の患者やその予備軍が多く存在しています。また、過労や職場でのストレスなどに起因したメンタル不調も深刻で、うつ病などの気分障害が原因で医療機関を受診する患者数は近年増加傾向にあります。労働力の減少を食い止め、その生産性を高めていく上では、人々が長く健康に働けることが不可欠です。国も生活習慣病予防やメンタルヘルス改善のための対策に力を入れており、中でも企業が従業員とその家族の健康増進に取り組む「健康経営」の普及促進に向けた政策を積極的に推進しています。当社グループでは、医師や看護師、管理栄養士などの医療従事者の力を活用したエビデンスに基づくデジタルヘルスサービス（注8）を企業や健康保険組合に提供する健康経営支援プラットフォームを構築することで、従業員とその家族の健康増進に貢献していきます。当社グループが有する医療従事者ネットワーク、ICTの知見及び官公庁等との実証事業の実績という強みを活用することで、健康保険組合に対する遠隔での特定保健指導サービスや企業に対する産業保健サービス等の安価で実効性のあるソリューションの提供を実現しています。

今後も、サービス利用企業数・利用者数の拡大、健康経営に必要なサービスの開発、医療従事者の確保・育成によるサービス品質向上、蓄積されたデータの分析・活用により、健康経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

事業開発分野（シニアライフ事業領域）においては、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という社会課題（課題3）に対し、生活にまつわる悩みやニーズを抱えた人々を、その解決に役立つ相談先やサービスにつなぐ困りごと解決プラットフォームの構築を通じ、「多様な選択肢と質の高い意思決定情報の提供」をすることで解決を目指しています。介護で悩む人向けコミュニティサービスにおいて、他の介護者との交流や専門家からのアドバイスを通じて介護を中心とした多様な困りごとの解決を支援すると共に、住まい・食・終活など特定テーマの困りごとを持つ人々を、解決策を提供する事業者につなぐサービスを提供することで、エンドユーザが抱えるあらゆる困りごとの解決を総合的に支援していきます。

今後も、介護で悩む人向けコミュニティの介護の総合相談窓口としての価値を向上、高齢社会特有のテーマの拡張とその中でのサービスの拡充、困りごとの解決策を提供する提携事業者の拡大、提携事業者向け経営支援を通じて、困りごと解決プラットフォームとしての提供価値を最大化し、加速度的な成長を実現していきます。

## ・海外分野

海外分野においては、2015年10月にアジア・オセアニアで医薬情報サービスを展開するMIMSグループを子会社化し、現在17の国と地域でサービスを提供しています。1963年に創業し50年以上にわたる歴史をもつMIMSブランドは域内で圧倒的な知名度を誇り、医療従事者の会員数は約280万人にのぼります。MIMSがもつ圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤、製薬会社や医療機関との取引基盤を活用して、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。さらに、2017年にマレーシアの看護師人材紹介会社Melorita社の子会社化によりグローバルキャリア事業を本格的に開始し、主に中東の病院向けにクロスボーダーでの医療従事者の就転職を支援しています。2018年にはフィリピンに、2019年にはアイルランド・オーストラリアに進出しており、今後もサービス展開国を拡大し、グローバルでの医療従事者紹介で圧倒的なポジションを確立していきます。

今後も、MIMSを事業展開のプラットフォームとして海外戦略を強力に推進し、アジアを中心とした医療の普及・安全性の向上と、グローバルでの医療従事者の不足と偏在の解消に貢献し、更なる成長を実現していきます。

当社グループは、今後も拡大する市場から生まれる様々な事業機会を捉え、国内外において新たなサービスを数多く生み出すことで社会課題の解決に貢献し、持続的かつ長期的な成長を実現していきます。

2020年1月以降拡大した新型コロナウイルス感染症は、未だ収束しておりませんが、こうした環境下においても当社グループが果たすべき社会的な情報インフラとしての役割は変わらないものと認識しています。当社グループでは、顧客・取引先・従業員等をはじめとした関係者の健康・安全の確保と感染拡大防止を最優先としながら、事業継続のための取り組みを推進することで、これまでと同様に事業を通じた社会への貢献を続けていきます。

当連結会計年度における当社グループの経営成績は、以下のとおりです。

売上高は、「カイポケ」の会員数増加等により、35,960百万円（前期比2.3%増）となりました。

営業利益は、新規人材採用の抑制等により、5,470百万円（前期比10.8%増）となりました。

経常利益は、6,653百万円（前期比4.7%増）となりました。

親会社株主に帰属する当期純利益は、4,800百万円（前期比0.9%増）となりました。

(注1) 総務省「人口推計」

(注2) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」

(注3) 看護師：厚生労働省「医療従事者の需給に関する検討会 看護職員需給分科会」  
介護職：経済産業省「将来の介護需給に対する高齢者ケアシステムに関する研究会」

(注4) 内閣官房・内閣府・財務省・厚生労働省「2040年を見据えた社会保障の将来見通し」  
金額は年金・医療・介護の合計

(注5) 内閣府「令和2年版高齢社会白書」

(注6) 厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和2年3月審査分）」

(注7) 当社調べ

(注8) デジタルヘルス：AI、ICT、IoT、ウェアラブルデバイス、ビッグデータ解析など最新のデジタルヘルス技術を活用し医療やヘルスケアの効果を向上させること

## ② 分野別の概況

当社グループでは、キャリア・介護事業者・海外・事業開発の4分野を事業部門として開示しています。また、キャリア分野は介護キャリア・医療キャリアに細分化し開示しています。

### <事業部門別売上高>

(単位：百万円)

事業部門	前連結会計年度	当連結会計年度	増減額	増減率
キャリア分野	23,836	23,666	△170	△0.7%
介護キャリア	10,618	10,950	332	3.1%
医療キャリア	13,218	12,716	△502	△3.8%
介護事業者分野	4,894	5,918	1,023	20.9%
海外分野	5,276	5,147	△128	△2.4%
事業開発分野	1,133	1,227	95	8.4%
合計	35,140	35,960	820	2.3%

#### <キャリア分野>

キャリア分野においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、人材紹介サービスにおける受注活動への一時的なマイナス影響が発生しています。

以上の結果、キャリア分野の当連結会計年度の売上高は、23,666百万円（前期比0.7%減）となりました。

#### <介護事業者分野>

介護事業者分野においては、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」が順調に成長しました。会員数の増加に加え、タブレットやスマートフォン等の有料オプションサービスの利用拡大が成長に寄与しました。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に伴う介護事業者分野の業績への影響は限定的です。

以上の結果、介護事業者分野の当連結会計年度の売上高は、5,918百万円（前期比20.9%増）となりました。

#### <海外分野>

海外分野においては、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、製薬会社のイベント開催中止・延期やグローバルキャリア事業における医療従事者の渡航延期等の一時的なマイナス影響が発生しています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響下でデジタルシフトが進み、オンラインイベント・デジタル商材等が好調に推移しました。

以上の結果、海外分野の当連結会計年度の売上高は、5,147百万円（前期比2.4%減）となりました。

#### <事業開発分野>

事業開発分野においては、ヘルスケア事業領域におけるICTを活用した遠隔での特定保健指導・産業保健等のサービス、シニアライフ事業領域におけるリフォーム事業者情報や葬儀社紹介サービス等を中心に新規事業の開発・育成が進みました。

以上の結果、事業開発分野の当連結会計年度の売上高は、1,227百万円（前期比8.4%増）となりました。

#### (2) 設備投資の概況

当連結会計年度における設備投資額は2,036百万円です。

主な内容は、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイポケ」等のシステム開発投資及び業務拡大に伴う事業拠点拡充のための投資等です。

#### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度においては、重要な資金調達は行っておりません。

#### (4) 重要な企業再編等の状況

当社は、2020年10月1日開催の取締役会において、当社完全子会社である株式会社エス・エム・エスキャリア、株式会社ツヴァイク及び株式会社ワークアンビシャスの3社を吸収合併することを決議し、同日付で合併契約を締結し、2021年1月1日付で吸収合併いたしました。

#### (5) 対処すべき課題

当社グループは、持続的な成長と社会への貢献を通じて、長期的な企業価値向上を実現することを最も重要な課題と考えています。既存事業の更なる成長と積極的な新規事業の開発・育成により高齢社会で生じる様々な課題を解決し、当期純利益を継続的に成長させていくことを目指しています。このような認識のもと、各事業部門において以下のような取り組みを推進しています。

##### ① キャリア分野

当社グループでは、キャリア分野の成長が当社グループの持続的な成長の土台になると考えています。医療・介護従事者と事業者の最適なマッチングを通じ、医療・介護の領域における人手不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、今後もキャリアパートナーの継続的な採用・育成を通じた既存サービスの拡大、従事者・事業者のニーズに応える多様なサービスの開発・育成を進めると共に、看護師、介護職向け人材紹介等に続く新たな成長事業を育成していきます。なお、新型コロナウイルス感染症によるキャリア分野への影響は、徐々に緩和が見られるものの未だ継続しており、当連結会計年度においては、キャリアパートナーの採用等の投資を一時的に抑制しました。今後も、2022年3月末までは新型コロナウイルス感染症の影響が継続する想定であり一時的な業績の押し下げを見込む一方で、中長期での成長を見据え、段階的に投資を進めていきます。



## ② 介護事業者分野

当社グループでは、介護事業者分野の成長が当社グループの持続的な成長を牽引する事業になると考えています。経営支援プラットフォーム「カイポケ」を提供する介護サービス種別の拡張、サービス利用事業者数の拡大、経営に必要なサービスの開発と利用促進、蓄積された介護経営データの分析・活用により、経営支援プラットフォームとしての提供価値を最大化し、介護事業者の経営改善とサービス品質向上に貢献していきます。

このような方針のもと、今後も安定したシステム基盤の構築、営業体制の強化による会員数の着実な増加、介護事業者の経営改善に寄与する新サービスの積極的な開発に加え、継続的なシステム開発を通じて新たな事業所種別に対応するサービスの開発を進めていきます。

## ③ 海外分野

当社グループでは、MIMSグループのアジア・オセアニア地域での圧倒的なブランド力、医療従事者の会員基盤及び医療・ヘルスケア関連事業者や医療機関との取引基盤を活用することで、海外戦略を強力に推進できると考えています。医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業やグローバルキャリア事業等を通じて、アジアを中心とした医療の普及・安全性の向上と、グローバルでの医療従事者の不足と偏在の解消に貢献していきます。

このような方針のもと、医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援事業等においてはオフライン・オンライン両面での様々なチャネルを通じた最適なマーケティング手段の提供、グローバルキャリア事業においては展開国拡充を通じた事業拡大を進め、海外分野全体で力強い成長を図っていきます。なお、グローバルキャリア事業においては、新型コロナウイルス感染症の影響による医療従事者の渡航制限が徐々に緩和しながらも2022年3月末までは継続する想定であり、一定程度業績が押し下げられる見込みです。

## ④ 事業開発分野

当社グループでは、長期的な成長を実現するためには、積極的な新規事業の開発・育成によりキャリア・カイポケ・海外事業に続く新たな主要事業を創出することが不可欠だと考えています。また、ヘルスケア領域及びシニアライフ領域を中心に新規事業の開発・育成を進めることで、社会保障費の増大と生産年齢人口の減少により「現役世代の負担がより深刻になる」、「高齢社会の生活にまつわる困りごとの解決が困難になる」という高齢社会における社会課題の解決に貢献できると考えています。

このような方針のもと、今後も事業開発を担う人材を積極的に採用・育成し、高齢社会で生まれる膨大な事業機会を確実に捉えて新たなサービスを次々と生み出していきます。

2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当社グループにおいても国内キャリア事業、海外事業を中心に、各事業で影響が発生しています。当社グループでは、国内外の各事業におけるオンラインでのサービス提供等を通じて感染拡大防止と事業活動の継続を担保することにより、これまでと同様に事業を通じた社会への貢献を続けていきます。

(6) 財産及び損益の状況の推移

当社グループの財産及び損益の状況

区 分	第 15 期 2018年3月期	第 16 期 2019年3月期	第 17 期 2020年3月期	第 18 期 2021年3月期
売 上 高 (百万円)	26,611	30,836	35,140	35,960
営 業 利 益 (百万円)	4,021	4,743	4,935	5,470
経 常 利 益 (百万円)	5,007	5,979	6,355	6,653
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	3,361	4,216	4,760	4,800
1株当たり当期純利益(円)	38.72	48.51	54.69	55.13
総 資 産 (百万円)	46,087	47,467	50,996	49,444
純 資 産 (百万円)	23,641	15,539	19,398	22,658
1株当たり純資産額 (円)	221.72	176.55	220.86	257.14

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

3. 当社は、2018年7月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っており、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しています。

(7) 重要な子会社及び関連会社の状況

① 重要な子会社の状況 (注1)

(国内)

該当する重要な子会社はありません。

(海外)

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	シンガポール	20 百万 シンガポールドル	100%	海外事業の統括及び海外の事業会社に対する投資等
MIMS PTE. LTD. (注2)	シンガポール	38 百万 シンガポールドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (SHANGHAI) LIMITED. (注2)	中国	3 百万 米ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
KIMS CO., LTD. (注2)	韓国	11,456 百万 韓国ウォン	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED (注2)	オーストラリア	40 百万 豪ドル	100% (100%)	オーストラリアにおける持株会社
MIMS AUSTRALIA PTY LTD (注2)	オーストラリア	23 百万 豪ドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス
MIMS (NZ) LIMITED (注2)	ニュージーランド	4 百万 ニュージーランドドル	100% (100%)	医療従事者・事業者向け医療情報サービス

(注1) 特定子会社を記載しております。上記以外の会社も含め、連結子会社の数は38社です。

(注2) 議決権比率欄内の( )内は、間接所有割合です。

② 関連会社の状況

会社名	住所	資本金	当社の 議決権比率	主要なサービス内容
エムスリーキャリア 株式会社	東京都港区	100 百万円	49%	医師/薬剤師向け人材紹介等

(注) 上記以外の会社も含め、関連会社の数は3社です。

(8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループでは、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げています。医療・介護・ヘルスケア・シニアライフを高齢社会における事業領域とし、価値提供先である従事者・事業者・エンドユーザをつなぐプラットフォームを情報インフラと定義して、様々なサービスを提供しています。国内においては、医療・介護従事者向けのキャリア関連事業を行うキャリア分野、介護事業者向け経営支援プラットフォームを提供する介護事業者分野、ヘルスケア・シニアライフを中心とした事業開発分野に区分して事業を行っており、これらに海外を加えた4分野を事業部門としています。

各事業部門における主なサービスの内容は下表のとおりです。

事業部門	主な事業内容
キャリア分野	介護職向け求人情報・人材紹介・資格取得スクール、看護師向け人材紹介、コメディカル向け人材紹介等
介護事業者分野	介護事業者向け経営支援プラットフォーム
海外分野	医療・ヘルスケア関連事業者向けマーケティング支援、グローバルキャリア事業等
事業開発分野	健康保険組合向け遠隔保健指導サービス、企業向けリモート産業保健サービス、リフォーム事業者情報提供サービス、葬儀社紹介サービス等

(9) 主要な拠点等 (2021年3月31日現在)

① 当社  
本社

東京都港区芝公園二丁目11番1号 (注1)

② 子会社

株式会社エス・エム・エスサポートサービス

北海道札幌市中央区

SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS PTE. LTD.

シンガポール (注2)

MIMS (SHANGHAI) LIMITED.

中国 (注2)

KIMS CO., LTD.

韓国 (注2)

MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED

オーストラリア (注2)

MIMS AUSTRALIA PTY LTD

オーストラリア (注2)

MIMS (NZ) LIMITED

ニュージーランド (注2)

(注1) 全国14事業所

(注2) 海外の拠点：上記を含めアジア・オセアニアの17の国と地域

(10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,001名	33名増

(注) 従業員数の増加は、主に医療・介護従事者向けキャリアサービス、介護事業者向け経営支援プラットフォーム「カイボケ」等に関連する人員増によるものです。

② 当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,949名	1,133名増	31.7歳	3.3年

(注) 従業員数は、当社から子会社への出向社員を除き、子会社から当社への出向社員を含む就業人員数です。当社は、当事業年度中に3社の完全子会社を吸収合併しており、前事業年度末比で従業員数が大きく増加するとともに、平均年齢・勤続年数に影響を与えています。詳細は(4)重要な企業再編等の状況をご参照ください。

(11) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	10,704
株式会社三菱UFJ銀行	2,169
株式会社みずほ銀行	250

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 87,109,600株  
 (3) 株主数 7,234名  
 (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
MORO合同会社	15,697,418	18.02
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,722,500	7.71
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	5,911,500	6.78
アズワン株式会社	2,404,000	2.75
第一生命保険株式会社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	2,366,200	2.71
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	2,184,005	2.50
GOLDMAN SACHS & CO. REG 常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社	1,968,474	2.25
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 381572 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,643,900	1.88
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT 常任代理人 香港上海銀行東京支店	1,615,000	1.85
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部	1,538,740	1.76

- (注) 1. 当社は、自己株式を491株保有していますが、発行済株式の総数及び株主数に含めて表示していません。  
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
第10回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2014年7月16日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 1名
新株予約権の数	当社取締役 1,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 400,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	294,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月17日から 2024年7月16日まで

#### 第11回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	当社取締役 2名
新株予約権の数	当社取締役 100個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社取締役 普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使時の払込金額	241,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月20日から 2026年7月19日まで

(注) 監査等委員である社外取締役には新株予約権を付与しておりません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、「高齢社会に適した情報インフラを構築することで人々の生活の質を向上し、社会に貢献し続ける」ことをグループミッションに掲げ、国内外で40を超えるサービスを展開しております。

当社は創業以来連続して増収増益を達成しておりますが、グループミッションを実現していくためには、今後も既存事業を成長させるとともに、新規事業の開発・育成を推進し、さらに業容を拡大させていく必要があります。そのため、当社グループの役職員の業容拡大及び企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、以下の新株予約権を発行しております。

なお、新株予約権の内容は、当事業年度の末日の状況を記載しております。

#### 第12回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2016年7月20日
新株予約権を有する者の人数	23名
新株予約権の数	590個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 118,000株
新株予約権の発行価額	600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	238,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2019年7月1日から 2024年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	(別記)

(別記)

①新株予約権者は、2019年3月期におけるEBITDAの額が、下記(a)乃至(c)に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

(a) EBITDAの額が4,977百万円を超過していること 行使可能割合 10%

(b) EBITDAの額が6,462百万円を超過していること 行使可能割合 50%

(c) EBITDAの額が8,216百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費、のれん償却額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。



### 第13回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2017年5月29日
新株予約権を有する者の人数	29名
新株予約権の数	113個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 22,600株
新株予約権の発行価額	1,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	305,600円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2020年7月1日から 2025年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2020年3月期における営業利益の額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）営業利益の額が4,853百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）営業利益の額が6,301百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c）営業利益の額が8,011百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における営業利益の判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任又は懲戒解雇された場合など、新株予約権者が本新株予約権を保有することが適切でない当社取締役会が判断したときには、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第14回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2018年7月18日
新株予約権を有する者の人数	46名
新株予約権の数	1,790個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 179,000株
新株予約権の発行価額	2,500円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	197,800円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2021年7月1日から 2026年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2021年3月期におけるEBITDAの額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a） EBITDAの額が7,670百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b） EBITDAの額が8,764百万円を超過していること 行使可能割合 50%

（c） EBITDAの額が9,958百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記におけるEBITDAの判定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額並びに連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社関係会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 第15回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2019年8月19日
新株予約権を有する者の人数	65名
新株予約権の数	2,530個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 253,000株
新株予約権の発行価額	3,300円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	254,400円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2022年7月1日から 2027年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2022年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）乃至（c）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,408百万円を超過していること 行使可能割合 10%

（b）実質営業利益の額が7,322百万円を超過していること 行使可能割合 70%

（c）実質営業利益の額が8,319百万円を超過していること 行使可能割合 100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役ににて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は当社従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、新株予約権を行使できないものとする。

## 第16回新株予約権

新株予約権の発行決議日	2020年7月13日
新株予約権を有する者の人数	26名
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 200,000株
新株予約権の発行価額	6,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使時の払込金額	232,200円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使期間	2023年7月1日から 2028年6月30日まで
新株予約権の主な行使の条件	（別記）

（別記）

①新株予約権者は、2023年3月期における実質営業利益の額が、下記（a）又は（b）に掲げる各水準を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を権利行使することができる。

（a）実質営業利益の額が6,647百万円を超過していること 行使可能割合10%

（b）実質営業利益の額が7,237百万円を超過していること 行使可能割合100%

なお、上記における実質営業利益の算定においては、当該事業年度の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益の額に、連結財務諸表の注記に記載された株式報酬費用額を加算した額を参照するものとし、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を取締役会にて定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

②新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、新株予約権者が解任もしくは懲戒解雇された場合、その他新株予約権者が本新株予約権を行使することが適切でない場合として新株予約権の割当に関する契約に定める事項に該当する場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、本新株予約権を行使できないものとする。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	後 藤 夏 樹	当社指名・報酬諮問委員 エムスリーキャリア株式会社取締役
取締役	杉 崎 政 人	当社経営管理本部長 エムスリーキャリア株式会社監査役
取締役 (監査等委員)	松 林 智 紀	当社筆頭独立社外取締役、当社監査等委員長、 当社指名・報酬諮問委員長 のぞみ総合法律事務所パートナー
取締役 (監査等委員)	伊 藤 耕 一 郎	当社指名・報酬諮問委員 伊藤国際会計税務事務所代表
取締役 (監査等委員)	鈴 村 豊 太 郎	米国IBM T. J. ワトソン研究所リサーチサイエンティスト

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴木豊太郎は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 取締役 (監査等委員) 松林智紀は、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
3. 取締役 (監査等委員) 伊藤耕一郎は、公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。
4. 取締役 (監査等委員) 鈴木豊太郎は、国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野における豊富な知識、経験と幅広い見識を有しています。なお、同氏は2021年3月31日をもって米国IBM T. J. ワトソン研究所を退所し、同年4月1日より国立大学法人東京大学大学院・情報理工学系研究科教授に就任しています。
5. 2020年6月19日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって取締役 (監査等委員) 伍藤忠春は任期満了により退任しました。
6. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置しているほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
7. 当社は、取締役 (監査等委員) 松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴木豊太郎を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
8. 当社は、取締役 (監査等委員) 松林智紀の以前の所属先である田辺総合法律事務所と法律顧問契約を締結していますが、①同氏は、2007年11月に当社社外取締役に就任した後は同法律事務所において当社の依頼案件に関与していなかったこと、②同氏は、2017年2月末に同法律事務所を退所していること、③当社グループと同法律事務所との契約金額はいずれの事業年度においても当社グループ及び同法律事務所それぞれの年間連結総売上高に対し1%未満かつ1,000万円未満であることから、当社と田辺総合法律事務所との間の法律顧問契約は、同氏の社外取締役としての独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。なお、同氏の現在の所属先であるのぞみ総合法律事務所と当社グループとの間には取引関係はありません。

9. 当社の取締役会は、2名の社内取締役と3名の独立社外取締役（監査等委員）で構成されており、各人の経験や能力及び当社事業に対する理解、迅速な意思決定と内部統制確保のための適切な規模感等の観点で、バランスの取れた人員構成となっています。また、取締役会の構成員については、その経歴、専門分野、国際経験などの多様性を実現することとしています。さらに、社外取締役（監査等委員）については、在任期間が長い役員の実験を活かすことと、新たな役員による社外の新しい視点を入れることの調和を図るべく、在任期間についても多様性を実現することとしています。結果として、現時点においては、ジェンダーの多様性は実現できておりませんが、経歴、専門分野、国際経験、社外取締役（監査等委員）の在任期間などの多様性を実現することで、現在の経営環境において必要となる多様な視点での経営に関する議論が取締役会において活発に行われており、最適な人員構成だと判断しております。

## （2）取締役の報酬等

### ① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	152	128	24	2名
取締役（監査等委員）	20	20	—	4名
合計 （うち社外役員）	172 (20)	148 (20)	24 (—)	6名 (4名)

- （注）1. 取締役（監査等委員）の報酬等の総額には、2020年6月19日開催の第17期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名の在任中の報酬等の総額が含まれています。
2. 非金銭報酬等の内容はストックオプションとしての新株予約権であり、当事業年度の費用計上額を記載しています。その保有状況は「3.（1）当事業年度末に当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」に記載しております。

### ② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、2016年6月24日開催の第13期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については月額報酬及びストックオプションとしての新株予約権を対象として年額200百万円以内（定款上の員数：9名以内）、監査等委員である取締役については年額100百万円以内（定款上の員数：5名以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を経て、2021年2月17日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は指名・報酬諮問委員会が決定した算定方法により決定されていることを確認しており、取締役会で決議された決定方針は指名・報酬諮問委員会が決定した算定方法を踏襲しているため、取締役の個人別の報酬等の内容が、取締役会で決議された決定方針にも沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は次のとおりです。

- (a) 取締役の個人別の報酬等（(b)及び(c)に該当する報酬等を除く）の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社と業績や業容等が近い企業の役員報酬額をベンチマークとして報酬の固定額を決定し、次年度以降の報酬の固定額については、利益成長率をベースとして、一定のテーブルに当てはめて決定する。

- (b) 取締役の個人別の報酬等のうち、業績連動報酬等に係る業績指標の内容及びその業績連動報酬等の額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は支給しない。

- (c) 取締役の個人別の報酬等のうち、非金銭報酬等の内容及びその非金銭報酬等の額もしくは数又はその算定方法の決定に関する方針

報酬としてのストックオプション（新株予約権）について、必要に応じて株主総会決議、指名・報酬諮問委員会への諮問・答申を経て、付与を決定する場合がある。

- (d) (a)～(c)の報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

既に付与した報酬としてのストックオプション（新株予約権）に係る金額を除き、原則として、全額を固定額の報酬とする。報酬としてストックオプション（新株予約権）を新たに付与する場合、固定額の報酬との割合の決定に関する方針を改めて取締役会で決議する。

- (e) 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針

固定額の報酬について、在任中に月額報酬として支払う。

- (f) 取締役の個人別の報酬等の内容について、その決定の全部又は一部を、取締役その他の第三者に委任することに関する事項

a. 委任を受ける者の氏名又は当社における地位及び担当  
代表取締役社長 後藤夏樹

b. 委任する権限の内容  
取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期

c. 上記a.の者により上記b.の権限が適切に行使されるようにするための措置の内容  
指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会からの答申を経て決定する

#### ④ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月19日開催の取締役会にて、代表取締役社長後藤夏樹に取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項において同じ。）の個人別の報酬の金額及び支払時期を決定する権限を委任する旨を決議し、同氏が当該事項を決定しています。その理由は、業務執行取締役の個人別の報酬の金額決定にあたって各人の業務執行の状況を詳細に検討する必要があるところ、当該役割を果たすには代表取締役が適任であるためです。

当社は、代表取締役に委任された権限が適切に行使されるよう、委任事項についても取締役会から指名・報酬諮問委員会への諮問、同委員会から取締役会への答申を経て決定することとしております。

なお、当社は、2021年5月19日開催の取締役会にて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改訂し、取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定権限の委任先を、独立社外取締役2名と代表取締役によって構成され、筆頭独立社外取締役が委員長を務める指名・報酬諮問委員会へと変更いたしました。独立社外取締役の関与を強めることで、これまで以上に個人別の報酬等の内容の決定に係る透明性及び公正性の向上を図っております。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定については、監査等委員全員の協議により、監査等委員長松林智紀に一任しております。

### （3）社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役（監査等委員）松林智紀は、のぞみ総合法律事務所パートナーですが、同法律事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）伊藤耕一郎は、伊藤国際会計税務事務所代表ですが、同会計税務事務所と当社との間には、特別の関係はありません。

社外取締役（監査等委員）鈴木豊太郎は、米国IBM T. J. ワトソン研究所リサーチサイエンティストですが、同研究所と当社との間には、特別の関係はありません。



② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 筆頭独立社外取締役 監査等委員長 指名・報酬諮問委員長	松 林 智 紀	<p>当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p> <p>社外役員の中でただ一人、当社創業に近い時期から社外役員として当社の経営に関与してきており、当社の企業理念及びそれを踏まえた株主を含むステークホルダーへの貢献のあり方に関する深い理解を有しています。これらの経験及び理解を踏まえて、経営陣が当社グループの企業理念の実現と長期的な企業価値向上に繋がる経営を実行するための実効的な監視・監督機能を果たすことで、当社に対する余人をもって代えがたい貢献が期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当社の社外取締役及び監査役としての在任期間を通算すると当事業年度末日時点で13年4ヵ月間となり、これは代表取締役の役員としての在任期間を上回るものであることから、代表取締役に対する実質的な牽制機能も期待できます。</p> <p>加えて、弁護士として長年活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、特に重要な経営上の意思決定のプロセスについて積極的に確認、助言を行うほか、計10回にわたり、経営陣や重要な使用人を対象に職務の執行に関する事項の報告を受けるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を主導しております。</p> <p>さらに、筆頭独立社外取締役として、経営陣との連絡・調整や独立社外取締役である監査等委員間の連携を図る役割を担っております。</p>

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（監査等委員） 指名・報酬諮問委員	伊藤 耕 一 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会15回、監査等委員会12回の全てに出席しました。</p> <p>公認会計士・税理士として長年活躍しており、会計・税務の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識に基づき、経営陣に対する実効的な監視・監督を行うことを期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で2年9ヵ月間となります。</p> <p>特に取締役会における予算及び決算に係る意思決定について、専門的見地から積極的に確認、助言を行うほか、特定監査等委員として会計監査人とのやり取りを担うなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会3回の全てに出席しており、経営陣から独立した立場で当社の役員候補者の選定や取締役の報酬等の決定に係る監督を担っております。</p>
社外取締役（監査等委員）	鈴村 豊 太 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会12回、監査等委員会10回の全てに出席しました。</p> <p>国際的なコンピュータ科学者として活躍しており、ビッグデータの分析・活用などの分野においての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。当社がミッションに掲げる「高齢社会に適した情報インフラの構築」を実現していく上で、当社が保有する国内外の医療・介護・ヘルスケア・シニアライフ関連の膨大なデータの経営への活用が必要不可欠となっております。グローバルで培われた知見に基づき、当社のこれらの活動の推進にあたっての監視・監督機能の発揮に加え、示唆に富む助言が期待されています。</p> <p>社外役員としての在任期間は、当事業年度末日時点で9ヵ月間となります。</p> <p>特に監査等委員会における情報セキュリティに関する監査を主導したほか、データの分析・活用に関連する重要な会議に出席し意見を述べるなど、期待される役割に対して適切に職務を遂行しております。</p>

(注) 鈴村豊太郎は、2020年6月19日に開催された第17期定時株主総会において選任され、取締役（監査等委員）に就任したため、出席対象となる取締役会及び監査等委員会の回数が他の取締役（監査等委員）と異なっております。

#### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）として有用な人材を迎えるとともに、その期待される役割を十分に発揮できるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。これにより取締役（業務執行取締役等である者を除く。）3名全員は当社との間で、当該責任限定契約を締結しています。契約内容の概要は次のとおりです。

取締役（業務執行取締役等である者を除く。）は、その職務を怠ったことにより当社に損害賠償責任を負う場合において、職務遂行にあたり、会社法第423条第1項の責任につき善意かつ重大な過失がないときに限り、会社法第425条第1項に定める額を限度額として、その責任を負うものとする。

#### <ご参考>指名・報酬諮問委員会

当社は、2018年12月に指名・報酬諮問委員会を設置しました。同委員会は、取締役の選任及び解任（代表取締役その他の経営陣の選定及び解職を含む。）に関する事項、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項、代表取締役社長の後継者育成計画に関する事項、その他当社グループの重要な事項の審議を行うことを目的とする、取締役会の諮問機関です。なお、2021年5月より、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬の金額及び支払時期の決定機関となっています。

委員は、独立社外取締役2名（いずれも監査等委員）と代表取締役の合計3名によって構成されており、筆頭独立社外取締役（監査等委員）が委員長を務めています。決議は、委員の過半数が出席し、出席委員の過半数をもって行うこととしています。

当事業年度においては、2020年5月18日に取締役選任議案及び代表取締役の選定並びに補欠の監査等委員である取締役の選任議案について、同年6月19日に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等に関する事項について、2021年2月17日に取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、それぞれ取締役会より諮問を受け、同委員会にて審議の上、取締役会に対して答申しました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	47百万円
当社グループが支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	47百万円

- (注) 1. 会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に係る報酬を監査契約において明確に区分しておりません。また、実質的にもその区分を明確にすることができないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの総額にて報酬等の記載を行っています。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積り等の算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は再任しないことに関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の合意に基づき会計監査人を解任いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備のため、下記のとおり内部統制基本方針を定めています。取締役会は、内部統制基本方針に基づく内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して適宜見直しを行い、適法かつ効率的な業務の執行体制を維持しています。なお、最終改訂は2018年12月19日開催の取締役会にて決議しています。

#### ① 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、法令、定款及び社会規範の遵守を経営の根幹におき、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）においてその徹底と継続的改善を図るため、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理に係る方針を定め、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- (b) 当社は、法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見と是正を目的として、社内通報窓口及び顧問弁護士事務所を情報受領者とするグループ内部通報制度を整備し、問題の早期発見・未然防止を図る。
- (c) 当社は、コンプライアンスを含むリスクマネジメントに係る規程を定め、リスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおけるコンプライアンス対応を組織横断的に統括する。コンプライアンス対応活動に係る意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (d) 内部監査部門は、当社グループにおける、法令の遵守、倫理感の醸成及び全社的なリスク管理の状況を監査し、これらの活動を取締役会及び監査等委員会に報告する。
- (e) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、当社グループを挙げて毅然とした姿勢で対応する。

#### ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る情報及びその管理について、対象文書と保存期間及び管理方法等を規定し、文書化もしくは電磁的媒体に記録の上、経営判断に用いた関連資料と共に保存する。
- (b) 当社は、取締役からの要請があった場合に備え、情報の種類や特性に応じて適切かつ確実な検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧可能な状態を維持する。

#### ③ 当社の損失の危険管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、当社グループの経営活動上のリスクマネジメント体制を整備、構築するための方針を規定し、これに基づいて経営活動上のリスクを認識する。また、影響、発生可能性を鑑み、重要性に応じたリスク管理を行う。
- (b) 当社のリスクマネジメントを所管する部門が当社グループにおける情報セキュリティを始めとしたリスク対応を組織横断的に統括し、リスクマネジメント活動に係る重要な意思決定は経営会議において行い、その内容を定期的に取締役会に報告する。
- (c) 当社は、災害、事故などの重大な事態が生じた場合の当社グループにおける対応方針を規定し、これに基づいて緊急事態のレベルを判定し、迅速に対応を行うことにより損害の拡大を防止するとともに損失を最小限に留める。

**④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- (a) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行とそのモニタリングの強化を図るために、ガバナンスの形態として監査等委員会設置会社を選択する。
- (b) 当社は、効率的かつ機動的な業務執行のために、取締役会の権限の一部を代表取締役社長等へ委譲し、その権限を必要に応じて執行役員、各部門責任者等へ委譲する。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び執行役員は、各部門と業務進捗会議を定期的実施することにより迅速な情報共有を行い、適時適切な経営判断を行う。役職員の職務、権限及び責任等については、業務分掌及び職務権限等に関する規程において定める。
- (c) 当社取締役会は、当社グループの全社戦略を策定し、グループ運営上の重要な意思決定を行う。また、各部門又は各子会社は、全社戦略を踏まえて自部門又は自社の戦略を策定する。当社取締役会は、その進捗状況を定期的にモニタリングすることにより、全社戦略の実行を担保する。
- (d) 当社は、代表取締役社長の諮問機関として経営会議を設置する。経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、定期的開催される。経営会議においては、重要な業務執行に関する事項について協議し、経営情報の共有を図ることで、経営の効率化を進める。
- (e) 当社コーポレート部門は、経営企画、財務企画、経営インフラ、人材開発、リスクマネジメントの各領域で、取締役会及び経営会議の意思決定と各部門及び各子会社の戦略実行をサポートする。重要な子会社においても同様の体制を構築し、当社コーポレート部門と連携の上で、各子会社の事業戦略に最適化したサポートを実施する。

**⑤ 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- (a) 当社は、子会社の経営管理に関する方針を規程に定め、子会社の経営・財務等に関する重要な事項については当社報告事項とすると共に、重要な意思決定については当社承認事項とすることで、適切な子会社の経営管理を行う。
- (b) 当社は、子会社の管理を行う所管部門を定め、子会社の管理責任者と連携して管理を行う。また、子会社に関する最新の情報を収集して整理保管し、必要に応じて情報を関係者に提供する。
- (c) 当社が設置する内部通報窓口は、国内当社グループの全ての役員及び使用人が利用可能とし、子会社における法令違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見・未然防止を図る。
- (d) 内部監査部門は、子会社の管理及び業務活動について監査を実施する。

**⑥ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- (a) 当社の監査等委員会の職務は、内部監査部門においてこれを補助する。
- (b) 監査等委員会の職務を補助する内部監査部門の使用人の独立性を確保するため、当該使用人の異動等人事に関する決定は、監査等委員会の事前の同意を得る。
- (c) 監査等委員会より監査業務に関する命令を受けた補助使用人は、その命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令を受けない。

- ⑦ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役その他これらに該当するもの及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制
- (a) 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）・監査役及び使用人は、当社監査等委員会に対して、法定の事項に加え、経営に重大な影響を及ぼす事項、法令・定款に違反すると思われる事項、会社に著しい損害を及ぼす事項、その他監査等委員会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、速やかに報告するものとし、当該報告が円滑になされるよう、コーポレート部門が支援を行う。
- (b) 内部監査部門は、定期的に監査等委員会に対し、当社グループにおける内部監査の結果、内部通報の状況その他活動状況の報告を行うものとする。
- ⑧ 当社の監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社グループは、当社の監査等委員会に報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、懲戒処分や配置転換等の人事上の措置等いかなる不利益な取扱いも行わないことを、「内部通報者保護規程」に明記する。
- ⑨ 当社の監査等委員会の職務執行について生ずる費用又は債務の処理、費用の前払い又は償還の手続きに係る方針に関する事項
- 当社は、監査等委員及び監査等委員会の職務の執行について生ずる費用については、通常の監査費用は期初に予算化し、計画外の費用については、監査職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかにその前払い及び請求に応じる。
- ⑩ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、取締役会のほか重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人からの説明を受ける。
- (b) 監査等委員会は、内部監査部門の監査と調整を図り、連携して監査を行う。また、監査等委員会は代表取締役及び会計監査人と定期的に協議を実施し、意見及び情報の交換を行う。

## (2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 取締役の職務執行について
- (a) 取締役会規程その他の社内規程を制定し、取締役が法令や定款に則って行動するよう徹底しています。
- (b) 当連結会計年度において取締役会を15回開催し、各議案についての活発な意見交換・審議がなされ、意思決定及び監督機能の実効性を確保した運用がされています。また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員及び重要な業務を執行する部門責任者によって構成され、重要な業務執行について報告・協議を行う経営会議も開催し、業務執行の適正性・効率性を確保しています。
- (c) 必要に応じて職務権限規程等を見直し、重要度に応じ効率的かつ適切な意思決定がされる体制を維持しています。

- ② 監査等委員会の監査・監督体制について
- (a) 当連結会計年度において監査等委員会を12回開催し、監査等委員会において定めた監査計画に基づいた監査を実施しています。
  - (b) 監査等委員は、取締役会・経営会議等重要な会議への出席や、代表取締役、会計監査人及び内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、業務執行取締役の職務執行を監査・監督し、内部統制システムの整備及び運用状況を確認しています。
  - (c) 監査等委員会が稟議書等の重要資料を閲覧できる等、十分な情報を得られる環境を整備しています。
- ③ コンプライアンスに関する取組みについて
- (a) 個人情報保護について「プライバシーマーク」を取得しており、制度に則った厳正な管理を実施しています。
  - (b) 内部通報窓口を設け、コンプライアンス違反行為等を報告した者が、当該報告により不利な取り扱いを受けないようにするために、「内部通報者保護規程」を定め社内イントラネットに掲載して周知を図っています。
  - (c) 従業員のリスク感度向上のため、コンプライアンス違反の事例やケーススタディを定期的に社内報やメール等にて配信するとともに、社内イントラネットにも掲載しています。
  - (d) 内部監査室にて、当社グループにおける内部統制システムの運用状況について開示すべき重要な不備がないかのモニタリングを行っています。
- ④ 当社子会社における業務の適正の確保について
- 一定の基準に該当する重要事項については、最終意思決定前に当社の取締役会・経営会議等での報告・承認を求めることを子会社職務権限規程に定め、適切な経営がなされることを監督する体制をとっています。
- これに従い、当社が決裁すべきと定められた子会社の重要事項については、子会社と協力して意思決定を行うと共に、当社が報告を受けるべき子会社の重要事項の報告を受けています。
- ⑤ 反社会的勢力排除について
- (a) 「公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会」に加盟し、関係機関と連携しながら、反社会的勢力排除に向けた体制の強化を図っています。
  - (b) 取引先について厳正なチェックを行い、また、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込む等により反社会的勢力との取引を防止するよう努めています。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。

当連結会計年度においては、利益還元として株主配当を実施できる状況にあると判断しました。2021年3月期の1株当たり期末配当につきましては、9.5円といたしたいと存じます。



## 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	23,218	流 動 負 債	13,875
現金及び預金	10,538	買掛金	258
仕掛金	4,933	1年内返済予定の長期借入金	2,479
貯蔵品	16	未払金	7,750
未収入金	6,324	未払費用	438
未収還付法人税等	598	未払法人税等	374
前払費用	808	未払消費税等	505
その他の金	156	前受り金	869
貸倒引当金	△188	預り金	147
固 定 資 産	26,225	賞与引当金	669
有形固定資産	939	返引当金	233
建物	619	リース債	115
減価償却累計額	△324	その他の	33
建物(純額)	295	固 定 負 債	12,909
工具、器具及び備品	792	長期借入金	10,644
減価償却累計額	△552	退職給付に係る負債	149
工具、器具及び備品(純額)	239	繰延税金負債	1,830
機械装置及び運搬具	36	リース債	281
減価償却累計額	△20	その他の	3
機械装置及び運搬具(純額)	16	負 債 合 計	26,785
使用権資産	618	( 純 資 産 の 部 )	
減価償却累計額	△230	株 主 資 本	25,506
使用権資産(純額)	387	資本剰余金	2,281
無 形 固 定 資 産	21,313	資本剰余金	85
のれん	8,834	利益剰余金	23,140
ソフトウエア	2,355	自己株式	△0
商標	8,621	その他の包括利益累計額	△3,107
顧客関係資産	1,502	その他有価証券評価差額金	0
その他の金	0	為替換算調整勘定	△3,107
投資その他の資産	3,972	新株予約権	259
投資有価証券	1,975		
繰延税金資産	879		
敷金及び保証金	1,110		
その他の	7		
資 産 合 計	49,444	純 資 産 合 計	22,658
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,444

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	35,960
売上原価	3,957
売上総利益	32,003
販売費及び一般管理費	26,533
営業利益	5,470
営業外収入	
受取利息	10
持分法による投資利益	1,241
その他	88
営業外費用	
為替差損	53
支払利息	90
その他	13
経常利益	6,653
特別利益	
固定資産売却益	0
投資有価証券売却益	70
特別損失	
固定資産除売却損	117
投資有価証券評価損	3
退職給付制度終了損	121
イベント中止損	11
税金等調整前当期純利益	253
法人税、住民税及び事業税	1,734
法人税等調整額	△65
当期純利益	4,800
親会社株主に帰属する当期純利益	4,800

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主			資 本	
	資 本 金	資 余 金	利 益 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2020年4月1日残高	2,246	51	19,079	△0	21,376
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	34	34	-	-	68
剰余金の配当	-	-	△739	-	△739
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	4,800	-	4,800
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	34	34	4,060	△0	4,129
2021年3月31日残高	2,281	85	23,140	△0	25,506

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
2020年4月1日残高	0	△2,149	△2,149	171	19,398
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	-	-	-	-	68
剰余金の配当	-	-	-	-	△739
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	4,800
自己株式の取得	-	-	-	-	△0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	0	△957	△957	88	△869
連結会計年度中の変動額合計	0	△957	△957	88	3,259
2021年3月31日残高	0	△3,107	△3,107	259	22,658

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

(連結子会社の状況)

- ・連結子会社の数 38社
- ・主要な連結子会社の名称 SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.  
MEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED  
MIMS PTE. LTD.  
MIMS (SHANGHAI) LIMITED.  
KIMS CO., LTD.  
MEDICA ASIA AUSTRALIA (HOLDCO) PTY LIMITED  
MIMS AUSTRALIA PTY LTD  
MIMS (NZ) LIMITED 等

(連結の範囲の変更)

2021年1月1日付で、株式会社エス・エム・エスキヤリア、株式会社ツヴァイク、株式会社ワークアンビシャス及び株式会社ウィルワンは当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

eHealthWise Pty Ltd及びPT. MEETDOCTORは清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

MEL SUPPORT SERVICES, INCは新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法を適用した関連会社の数 3社
- ・持分法を適用した主な関連会社の名称 エムスリーキャリア株式会社 等

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちMEDICA ASIA (HOLDCO) LIMITED及び同社の子会社30社の決算日は、12月31日であります。本連結計算書類の作成にあたっては、決算日の差異が3ヵ月を超えていないため、同日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(a) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

(b) たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。  
(連結貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

(a) 有形固定資産（使用权資産を除く）

定率法によっております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6～15年
工具、器具及び備品	3～9年
機械装置及び運搬具	2～5年

(b) 無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

ソフトウェア	社内利用可能期間（5年以内）
商標権	非償却
顧客関係資産	12年

(c) 使用权資産

定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(a) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(b) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(c) 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退社に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

(a) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

(b) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

(c) ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

(d) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」（実務対応報告第40号 2020年9月29日）の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法…繰延ヘッジ処理によっております。

ヘッジ手段…金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象…外貨建長期借入金及びその利息

ヘッジ取引の種類…キャッシュ・フローを固定するもの

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- (a) のれんの償却方法及び償却期間                      のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。
- (b) 消費税等の処理方法                      税抜方式によっております。
- (c) 連結納税制度の適用                      当社及び一部の子会社は当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。
- (d) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用                      当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを運用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
- (e) 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準                      外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (f) 退職給付に係る負債の計上基準                      ・退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。  
・数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異は、発生した連結会計年度に一括処理することとしております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結計算書類から適用し、連結計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 追加情報

（新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り）

新型コロナウイルスの影響について、今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は限定的であるとの仮定に基づき、当連結会計年度における繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損判定を行っております。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

（無形固定資産の評価）

当社は、2021年3月31日現在、連結貸借対照表上、のれん8,834百万円及び商標権8,621百万円を含め、無形固定資産を21,313百万円計上しており、これらの大半はMIMSグループに関する資産であります。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における17の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る資産グループについては、減損損失の認識の判定において、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がその帳簿価額を上回っていたことから、減損損失を認識しておりません。割引前将来キャッシュ・フローの見積りは、取締役会によって承認された翌期の事業計画と、その後の期間に係る成長率及び残存使用年数経過後の回収可能価額等に基づいて行っております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、翌期の売上高及び営業費用、成長率、並びに残存使用年数経過後の回収可能価額の算定に用いる収益率です。

なお、MIMSグループに係る資産グループの減損判定に使用した公正価値の見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による、将来キャッシュ・フローや公正価値の下落を引き起こすような見積りの変化が、これらの評価に不利に影響し、結果として、当社がのれん及び無形資産の減損損失を認識することになる可能性があります。



## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	87,057,600株	52,000株	—	87,109,600株

(注) 増加株式数52,000株は、新株予約権の行使による増加です。

### (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	445株	46株	—	491株

### (3) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月19日 定時株主総会	普通株式	739	8.5	2020年3月31日	2020年6月22日

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	827	9.5	2021年3月31日	2021年6月21日

(4) 新株予約権に関する事項

新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			
		当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度期末
2014年7月決議 (第10回) ストック・オプション	普通株式	400,000	—	—	400,000
2016年7月決議 (第11回) ストック・オプション	普通株式	26,200	—	6,200	20,000
2016年7月決議 (第12回) ストック・オプション	普通株式	155,000	—	37,000	118,000
2017年5月決議 (第13回) ストック・オプション	普通株式	316,000	—	293,400	22,600
2018年7月決議 (第14回) ストック・オプション	普通株式	180,000	—	1,000	179,000
2019年8月決議 (第15回) ストック・オプション	普通株式	254,000	—	1,000	253,000
2020年7月決議 (第16回) ストック・オプション	普通株式	—	200,000	—	200,000
合計	—	1,331,200	200,000	338,600	1,192,600

- (注) 1. 上表の新株予約権は、第10回分については2021年7月17日より、第11回分については2019年7月20日より、第12回分については2019年7月1日より、第13回分については2020年7月1日より、第14回分については2021年7月1日より、第15回分については2022年7月1日より、第16回分については2023年7月1日より権利行使可能となります。
2. 上記の減少は、新株予約権の権利行使及び失効によるものです。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、営業活動によって獲得した資金を以て事業運営を行うことを原則としております。また、一時的な余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しており、売買益を目的とするような投機的な取引は一切行わない方針です。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、そのほとんどが2ヵ月以内の入金期日となっており、顧客の信用リスクは限定的です。また当該リスクに関しては、当社の与信管理規程に則り、相手先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を把握する体制としております。

営業債務である未払金、未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらの営業債務などの流動負債は、その決済時において流動性リスクに晒されますが、当社は、毎月資金繰計画を見直すなどの方法により、そのリスクを回避しております。

長期借入金は、主にM&Aにおける株式取得を目的としたものです。また、シンジケートローンによる借入の一部を除き、金利変動リスクや為替変動リスクは、金利スワップや通貨スワップを利用して個別契約ごとにデリバティブ取引をヘッジ手段としております。

#### ③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 現金及び預金	10,538	10,538	—
② 売掛金	4,933	4,933	—
貸倒引当金	△188	△188	—
	4,744	4,744	—
③ 未収入金	6,324	6,324	—
資産合計	21,607	21,607	—
④ 長期借入金(※)	13,124	13,119	△4
⑤ 未払金	7,750	7,750	—
⑥ 未払法人税等	374	374	—
負債合計	21,249	21,245	△4
デリバティブ取引	—	—	—

(※) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びに有価証券に関する事項

①現金及び預金、②売掛金、③未収入金

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

④長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

固定金利又は金利スワップにより金利を固定化している長期借入金は、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元金の合計を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、変動金利の長期借入金は、当連結会計年度末のTIBORレートを適用したうえで固定金利と同様に現在価値を算定しております。

⑤未払金、⑥未払法人税等

これらは短期間で決済される性格のものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいといえることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるもの及び通貨スワップの振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、それらの時価は、当該借入金等の時価に含めて記載しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
投 資 有 価 証 券 非 上 場 株 式	1,975

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから上表には含めておりません。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 257円14銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 55円13銭  |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 9. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
流 動 資 産	11,559	流 動 負 債	5,381
現 金 及 び 預 金	6,451	1年内返済予定の長期借入金	2,301
売 掛 金	3,551	未 払 金	1,338
仕 掛 品	0	未 払 費 用	266
貯 蔵 品	25	未 払 法 人 税 等	192
未 収 入 金	177	未 払 消 費 税 等	402
未 収 還 付 法 人 税 等	598	前 受 金	139
前 払 費 用	724	預 り 金	82
そ の 他	89	賞 与 引 当 金	398
貸 倒 引 当 金	△58	返 金 引 当 金	233
固 定 資 産	37,687	そ の 他	27
有 形 固 定 資 産	380	固 定 負 債	10,558
建 物	387	長 期 借 入 金	10,555
減 価 償 却 累 計 額	△160	長 期 預 り 保 証 金	3
建 物 ( 純 額 )	226	負 債 合 計	15,940
工 具 、 器 具 及 び 備 品	381	( 純 資 産 の 部 )	
減 価 償 却 累 計 額	△227	株 主 資 本	33,045
工 具 、 器 具 及 び 備 品 ( 純 額 )	154	資 本 金	2,281
無 形 固 定 資 産	2,435	資 本 剰 余 金	4,558
の れ ん	301	資 本 準 備 金	2,255
ソ フ ト ウ ェ ア	2,133	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,302
そ の 他	0	利 益 剰 余 金	26,207
投 資 そ の 他 の 資 産	34,871	そ の 他 利 益 剰 余 金	26,207
投 資 有 価 証 券	5	繰 越 利 益 剰 余 金	26,207
関 係 会 社 株 式	32,638	自 己 株 式	△0
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	377	評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
敷 金 及 び 保 証 金	927	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	0
繰 延 税 金 資 産	1,058	新 株 予 約 権	259
そ の 他	7		
貸 倒 引 当 金	△145	純 資 産 合 計	33,306
資 産 合 計	49,246	負 債 ・ 純 資 産 合 計	49,246

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	14,809
売上原価	1,599
売上総利益	13,210
販売費及び一般管理費	11,764
営業利益	1,446
営業外収益	
為替差益	20
受取利息	6
受取配当金	4,791
業務受託手数料	551
その他の	49
営業外費用	
支払利息	49
貸倒引当金繰入	55
その他	2
経常利益	6,761
特別利益	
投資有価証券売却益	70
抱合せ株式消滅差益	2,741
特別損失	
固定資産除却損	92
関係会社株式評価損	112
その他	0
税引前当期純利益	9,367
法人税、住民税及び事業税	498
法人税等調整額	△ 149
当期純利益	9,018

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株		主			資		本	
	資本金	資 利 余 金	余		本 金	利 余 益 金	そ の 他 益 金	自己株式	株主資本計 合
			資 利 余 金	そ の 他 余 金					
2020年4月1日残高	2,246	2,221	2,302	4,524	17,928	△0	24,699		
事業年度中の変動額									
新株の発行	34	34	—	34	—	—	68		
剰余金の配当	—	—	—	—	△739	—	△739		
当期純利益	—	—	—	—	9,018	—	9,018		
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—		
事業年度中の変動額合計	34	34	—	34	8,278	△0	8,346		
2021年3月31日残高	2,281	2,255	2,302	4,558	26,207	△0	33,045		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 予 約 株 権	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
2020年4月1日残高	0	0	171	24,870
事業年度中の変動額				
新株の発行	—	—	—	68
剰余金の配当	—	—	—	△739
当期純利益	—	—	—	9,018
自己株式の取得	—	—	—	△0
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	0	0	88	88
事業年度中の変動額合計	0	0	88	8,435
2021年3月31日残高	0	0	259	33,306

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・仕掛品、貯蔵品

主として移動平均法による原価法を採用しております。（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6～15年

工具、器具及び備品 5～6年

##### ② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づき償却を行っております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

##### ③ 返金引当金

当社と事業者間の人材紹介取引契約書の返金制度に基づき、求職者の退職に伴う返金の支払いに備えるため、実績率により返金見込額を計上しております。

#### (4) 重要なヘッジ会計の方法

##### ① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合には特例処理を、通貨スワップについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

##### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建長期借入金及びその利息

##### ③ ヘッジ方針

金利変動リスク及び為替変動リスクの低減・回避する目的で、金利スワップ及び通貨スワップを行っております。

##### ④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、有効性の判定を省略しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### ① のれんの償却方法

及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ期間（20年以内）に基づき定額法により償却を行っております。

##### ② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

##### ③ 連結納税制度の適用

当社を連結納税親法人として連結納税制度を適用しております。

##### ④ 連結納税制度から

グループ通算制度への

移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

##### ⑤ 外貨建の資産又は負債の

本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

## 3. 追加情報

(新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスの影響について、今後の拡大や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあるものの、その影響は限定的であるとの仮定に基づき、当事業年度における繰延税金資産の回収可能性の判断、固定資産の減損判定を行っております。

## 4. 重要な会計上の見積りに関する注記

(子会社株式の評価)

当社は、2021年3月31日現在、貸借対照表上、関係会社株式を32,638百万円計上しており、このうち子会社株式は32,485百万円であります。これらの大半はMIMSグループに係る子会社株式です。

MIMSグループは、アジア・オセアニア等における17の国と地域において、医療・ヘルスケア関連事業者のマーケティング支援等の事業を展開しています。当社は、MIMSグループに係る子会社株式について、取得原価と超過収益力等を反映した実質価額を比較し、減損処理をしておりません。当該実質価額の評価には、連結貸借対照表に計上されているMIMSグループに係るのれん及び無形資産に対する経営者による判断が含まれ、その見積りは合理的であると考えております。しかしながら、将来の予測不能な状況の変化による子会社の財政状態及び経営成績の悪化により、当社が子会社株式の減損損失を認識することになる可能性があります。

## 5. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権	535百万円
関係会社に対する金銭債務	84百万円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	2,059百万円
営業取引以外の取引	5,353百万円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	491株

## 8. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	34百万円
未払費用	17百万円
未払金	28百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	62百万円
ソフトウェア減価償却超過額	199百万円
株式報酬費用	49百万円
関係会社株式評価損	637百万円
投資有価証券評価損	1百万円
資産除去債務否認	57百万円
固定資産除却損否認	12百万円
貸倒損失否認	26百万円
賞与引当金	121百万円
返金引当金	71百万円
その他	7百万円
繰延税金資産小計	1,328百万円
評価性引当金	－百万円
繰延税金資産合計	1,328百万円
(繰延税金負債)	
関係会社株式有償減資	262百万円
その他	7百万円
繰延税金負債合計	269百万円
繰延税金資産の純額	1,058百万円

### (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.62%
(調整)	
受取配当等の益金不算入額	△15.64%
雇用者増加又は給与等支給額増加の税額控除	△1.30%
評価性引当額の増減	△2.31%
抱合せ株式消滅差損益	△8.96%
その他	1.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.72%

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社

種類	会社名等 の社名等称	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との 関係	取引 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
子会社	株式会社 エス・エム・ エスキャリア (注1)	(所有) 直接 100%	業務受託 役員の兼任	ロイヤルティ 手数料等 (注2)	1,292	—	—
				管理業務受託 (注3)	516	—	—
	SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD.	(所有) 直接 100%	役員の兼任	有償減資 (注4)	121	—	—

(※) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりません。なお、取引条件及び取引条件の決定方針等は以下のとおりです。

(注1) 株式会社エス・エム・エスキャリアは、2021年1月1日付で当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、取引金額は関連当事者に該当した期間の取引金額を記載しております。

(注2) ロイヤルティ手数料等は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注3) 管理業務受託は、実績に応じた収入額の算定を行っております。

(注4) SENIOR MARKETING SYSTEM ASIA PTE. LTD. が行った1百万SGドルの有償減資の金額を記載しております。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	379円37銭
(2) 1株当たり当期純利益	103円56銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 12. その他の注記

(企業結合等関係)

共通支配下の取引等

(1) 取引の概要

① 結合当事企業の名称及び事業の内容

結合当事企業の名称

(株)エス・エム・エス

(株)エス・エム・エスカリア

(株)ツヴァイク

(株)ワークアンビシャス

事業の内容

介護・医療領域のキャリア関連事業

② 企業結合日

2021年1月1日

③ 企業結合の法的形式

当社を存続会社とし、(株)エス・エム・エスカリア、(株)ツヴァイク、(株)ワークアンビシャスを消滅会社とする吸収合併

④ 結合後企業の名称

(株)エス・エム・エス

⑤ その他取引の概要に関する事項

本合併は、エス・エム・エスグループとしての事業間の連携を更に推進すると共に、経営資源の集約による効率化、経営基盤の強化を図ることを目的とするものであります。

(2) 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成31年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

なお、本吸収合併に伴い、抱合せ株式消滅差益2,741百万円を特別利益として計上しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社エス・エム・エス  
取締役会 御中

#### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エス・エム・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社エス・エム・エス  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 野 元 寿 文 ㊞  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エス・エム・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監査報告書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第18期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社エス・エム・エス 監査等委員会

監査等委員長 松 林 智 紀 ㊞

監査等委員 伊 藤 耕 一 郎 ㊞

監査等委員 鈴 村 豊 太 郎 ㊞

(注) 監査等委員松林智紀、伊藤耕一郎及び鈴村豊太郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、成長への投資を優先した上で、財務の状況を勘案し、配当の実施と金額を決定することを基本方針としております。このような方針に基づき当期につきましては、配当を実施できると判断いたしましたので、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金9.5円、総額827,536,536円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月21日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）2名全員は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、監査等委員会において異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式数
1	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">重任・社内</div> 後藤夏樹 <small>(1976年2月25日生)</small>	2004年4月 アイ・ビー・エム ビジネスコンサルティング サービス(株) (現日本アイ・ビー・エム(株)) 入社 2007年5月 (株)ベイカレント・コンサルティング入社 2007年12月 当社入社 2008年4月 当社経営企画室長 2009年3月 当社管理本部長 2009年6月 当社取締役 2013年4月 当社海外事業本部長 2014年4月 当社代表取締役社長 (現任) 当社介護事業本部長 2017年4月 当社事業開発本部長  (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)取締役	普通株式 139,287株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 後藤夏樹氏は、2009年の取締役就任以来、管理部門、海外、介護事業等様々な部門を率い、多様なマネジメントの経験を有しています。また、2014年からは代表取締役として全社を率い、大幅な増収増益を継続させています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	<div data-bbox="269 334 424 359" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">重任・社内</div> 杉崎政人 <small>すぎ ざき まさ と</small> (1975年10月15日生)	1998年4月 三井リース事業(株)(現JA三井リース(株))入社 2004年3月 (株)アッカ・ネットワークス (現ソフトバンク(株))入社 2009年4月 当社入社 2009年10月 当社総務部長 2011年4月 当社経営管理部長 2015年4月 当社経営管理本部長(現任) 2016年6月 当社取締役(現任)  (重要な兼職の状況) エムスリーキャリア(株)監査役	普通株式 40,000株
取締役会への出席回数 当事業年度に開催された取締役会15回の全てに出席しました。			
取締役候補者とした理由 杉崎政人氏は、2009年の当社入社より、総務部長・経営管理部長・経営管理本部長としてコーポレート部門を率い、その強化に尽力してきました。また、2016年からは取締役に就任し、豊富な経験を活かし、引き続き当社の成長に貢献しています。以上のことから、当社の持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 上記各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上記各候補者の所有する当社の株式数には、持株会の持分が含まれております。
3. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年11月に同内容での更新を予定しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する内容であり、上記各候補者が取締役として選任された場合には、引き続き当該契約の被保険者となります。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関し、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会における答申を経ております。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

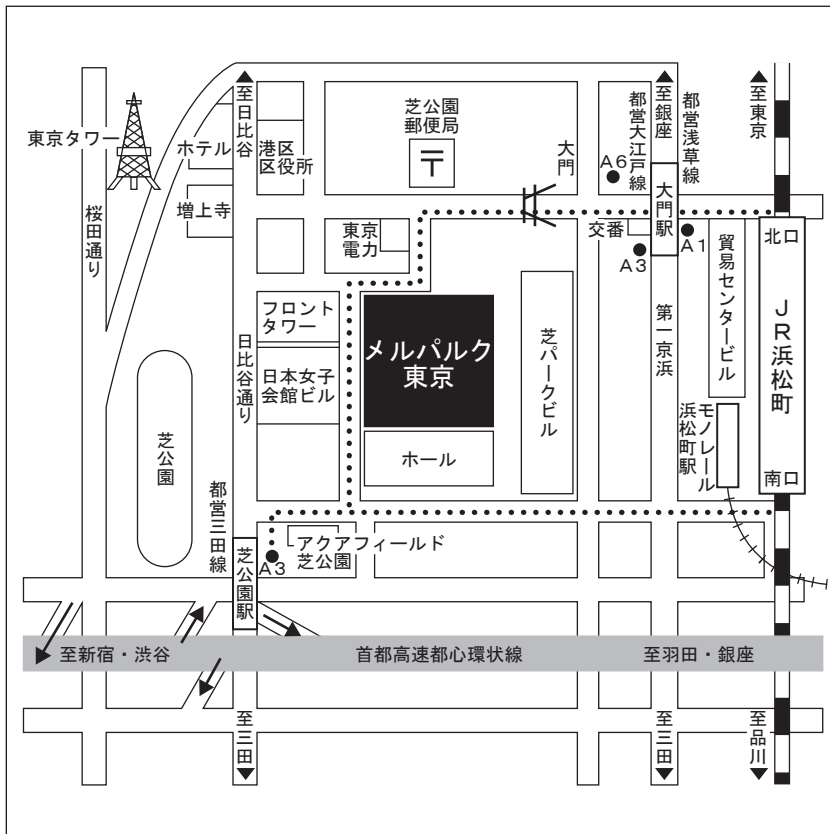
氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
みず ぬま た ろう 水 沼 太 郎 (1971年7月6日生)	2000年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会所属弁護士となる) 三宅坂総合法律事務所入所 2009年4月 三宅坂総合法律事務所パートナー 2012年5月 新星総合法律事務所入所 2015年9月 大武法律事務所入所(現任)  (重要な兼職の状況) 大武法律事務所弁護士	—
<p>補欠の社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要</p> <p>水沼太郎氏は、弁護士として長年にわたり活躍しており、法律の専門家としての豊富な知識、経験と幅広い見識を有しております。特に、同氏は、医療機関における法律業務を数多く取り扱っており、当社の事業領域の一つである医療の領域にも精通しております。さらに、一般株主との利益が相反するような事情もなく、独立した立場からの経営陣に対する実効的な監視・監督を期待できることから、補欠の社外取締役候補者いたしました。なお、同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 水沼太郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水沼太郎氏は、補欠の社外取締役候補者であります。本議案が承認可決された場合において、同氏が社外取締役に就任したときは、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
3. 水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任したときは、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年11月に同内容での更新を予定しています。当該契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補する内容であり、水沼太郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該契約の被保険者となります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 「瑞雲（ずいうん）」  
電話 03 (3433) 7211



## 最寄駅

都営地下鉄 三田線 芝公園駅(A3出口)より徒歩2分

都営地下鉄 浅草線・大江戸線 大門駅(A3・A6出口)より徒歩4分

J R 山手線・京浜東北線 浜松町駅(北口・南口)より徒歩8分

モノレール 浜松町駅(北口)より徒歩8分

ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解の程、お願い申し上げます。